

自転車レンタルサービス利用規約

株式会社エイブル

株式会社エイブル（以下「甲」といいます）は自転車レンタルサービス利用規約（以下「本利用規約」といいます）を定め、本利用規約に基づき、甲指定の申込書を提出した者（以下「乙」といいます）に対し、甲が所有または利用する権限を有する自転車（以下「本件自転車」といいます）のレンタルサービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。（以下「本契約」といいます）尚、乙は本利用規約を遵守して本サービスを受けるものとします。

第1条（本サービスの提供条件）

乙が甲の指定する賃貸借物件（以下「甲指定物件」といいます）に入居していること

第2条（本サービスの内容、対価）

甲は乙に対し、本サービスにおいて、甲の別途指定する日に、本件自転車を無償で貸し渡し、乙はこれを借り受けるものとします。

第3条（借受時点検）

乙は、本件自転車を借り受けた際に、ブレーキの効き、ハンドルの曲がり、ベルの鳴り、タイヤの空気圧などの安全かつ適切に利用ができる状態であることを確認するものとします。

2. 乙は、本件自転車の損傷、備品の紛失および整備不良を発見したときは、借受時から7日以内（以下「初期不良通知期限」といいます。）に甲に連絡するものとします。

3. 初期不良通知期限までに乙が甲に対し前項の連絡をしなかった場合、甲は、借受時において本件自転車に損傷、備品の紛失および整備不良がなかったものとみなすことができるものとし、乙はこれに対し異議を述べないものとします。

第4条（乙の遵守条件）

乙は、本サービスの提供を受けるに際し、本件自転車について、次の各号の条件を遵守するものとします。

- (1) 本件自転車について、第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと
- (2) 本件自転車を甲の承諾なしに改造、分解、損壊等しないこと
- (3) 本件自転車を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (4) 無謀運転、酒気帯び運転などの危険な行為をしないこと
- (5) 交通規則を無視した、本件自転車の使用をしないこと
- (6) 乗入が禁止されている公園等や危険箇所、不適当な場所での使用をしないこと
- (7) 歩行者などの通行障害となるような行為をしないこと
- (8) 条例が定める自転車等放置禁止区域内、許可を得られない私有地および通行の障害となるような場所での駐輪をしないこと
- (9) 運転中に故障した場合、無理に運転を継続する行為をしないこと

(10) 本件自転車を各種テストもしくは競技、牽引もしくは後押しに使用しないこと

(11) その他、法令または公序良俗に違反する行為をしないこと

2. 乙が本件自転車及び鍵（ワイヤーロック含む）を紛失した場合（盗難された場合を含みます）又は本件自転車に瑕疵、破損若しくは不具合が生じた場合、乙が本件自転車を復旧又は修理するものとし、その費用は乙が負担するものとします。また、復旧又は修理が不可能である場合、乙は当該自転車の代替品の購入価格を甲に対して損害賠償金として負担するものとします。

3. 前項に該当する場合のほか、乙が第1項に違反したことによって甲に損害を発生させた場合には、乙は甲に対して一切の損害賠償責任を負うものとします。

第5条（放置自転車に対する処置）

乙は、乙が前条第1項第8号で禁止する場所に本件自転車を駐輪した（以下「放置」といいます）とき、放置された本件自転車の撤去、保管等の諸費用の負担、返還までの利用料金その他甲に生じた一切の損害を賠償する責を負うものとします。

2. 前項の場合において自治体および警察等から甲に対して本件自転車の放置について連絡があった場合、甲は乙に連絡し、速やかに本件自転車を甲所定の場所に移動させ、乙に対し違反者として法律上の措置に従うことを求めるものとし、乙は、これに従うものとします。

3. 甲が第1項の費用を立て替えて支払ったときは、乙は、この費用を甲に対して速やかに支払うものとします。

第6条（事故）

乙が本契約の有効期間中に本件自転車に係る事故（以下「本件事故」といいます）に遭遇した場合、事故の規模にかかわらず、速やかに甲に本件事故発生の日時、場所、原因、事故の状況等を連絡するものとしたうえで、警察に連絡する等法令で定められた措置をとるものとします。

2. 本件事故についての第三者との示談等が必要になる場合、乙は、自らの責任においてかかる示談等を行うものとします。

3. 甲は、甲の責めに帰すべき事由のない限り、本件事故についての一切の責任を負わないものとします。

4. 前2項にかかわらず、甲が第三者にやむなく損害賠償を負担した場合を含め、甲が本件事故により損害を被った場合、甲は、乙に対し、かかる損害を賠償するよう請求できるものとします。

第7条（契約期間）

本契約の有効期間は、甲指定物件にかかる賃貸借契約の有効期間に準ずるものとします。但し、第1条に定める本サービスの提供条件に該当しなくなった場合には、本契約も当然に終了するものとします。

2. 前項本文にかかわらず、甲及び乙は相手方に対し、1ヶ月前に告知又は通知することによって、本契約を終了させることができます。

第8条（本件自転車の返還）

乙は、前条各項により本契約が終了する日までに本件自転車を甲へ返還するものとし、期限内に返却されなかった場合は乙が紛失したものとします。

2. 乙は、甲との間で別段の合意のない限り、本件自転車を原状に復した上、甲に引き渡すものとします。

第9条（業務の委託等）

甲は、提供する本サービスの全て又は一部を第三者（以下「業務委託先」といいます）に委託することができることとします。この場合は、甲は業務委託先に対して本利用契約が規定する条件を遵守させます。

2. 乙は、前項を了承し、甲が本サービスを提供するにあたって乙の情報を業務委託先に開示することを承諾します。

第10条（権利及び義務の譲渡等）

乙は、本サービスの提供を受ける権利を含め、本利用規約上の権利の全部又は一部を甲の承諾なく第三者に譲渡、貸与、質入等の行為をすることはできません。

第11条（非常事態時の利用の停止又は制限）

甲は、天災事変等、非常事態が発生又は発生するおそれがある場合、甲は乙へ事前に告知又は通知することなく、本サービスの提供を停止又は制限する措置をとる場合があります。

第12条（損害賠償）

本契約に関し、当事者が故意又は過失により相手方に損害を与えたときは、相手方が被った損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。但し、甲の乙に対する賠償金額の上限は、甲に故意・重過失がある場合を除き、1,000円とします。

2. 乙は、本サービスを自己の判断と責任で利用することを予め承諾するものとします。

第13条（個人情報の取り扱い）

甲は、取得した乙の個人情報について、下記の利用目的の範囲内で乙の個人情報を利用するものとし、また、本サービスの業務委託先へ取得した当該個人情報を提供することがあり、乙は予めこれに同意します。

- (1) 第1条に定める本サービスの提供条件に該当することを識別する為
- (2) 提供サービスの利用状況の調査及び分析その他のマーケティング分析を行う為

(3) 乙からのお問い合わせ、苦情等に対し迅速かつ適切に対応する為

(4) その他本サービスの提供に付帯・関連する事項の為

2. 前項に定める場合、及び、個人情報保護法その他の法令に基づき開示が認められる場合を除き、甲は、乙の個人情報を第三者へ提供しません。

第14条（反社会的勢力との関係の禁止）

甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲及び乙は、前項の表明に反して、相手方が暴力団員等あるいは前項各号のいずれかに該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を解除することができ、相手方はこれに何ら異議を申し立てないものとします。なお、この場合、表明に反した当事者は、期限の利益を喪失し、直ちに相手方に対する債務の弁済を行うものとします。

第15条（管轄裁判所）

本利用規約の準拠法は日本法とし、本利用規約に起因し又は関連する一切の紛争については、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条（本利用規約の変更）

甲は、本利用規約を変更することがあります。また、本利用規約を変更した場合、本サービスの提供条件は変更後の利用規約によるものとします。

2. 本利用規約の変更にあたっては、甲はかかる変更の効力発生時期を定めた上で、乙に対して本利用規約を変更する旨及び変更後の本利用規約の内容並びにその効力発生時期を周知するものとします。